

龍谷大学 社会学部紀要

第 58 号

荒木美知子教授 退職記念号

(50 音順)

- 荒木美知子先生の退職記念号によせて 山 田 容
荒木美知子 教授略歴 (1)

論 文

- アートには何が賭けられているか？
——インドネシア離島村の視点から考える—— 青 木 恵理子 (3)
在日バングラデシュ人就労者にみる労働と生活の変容 佐 藤 彰 男 (18)

調査報告

- 運動部活動における熱中症防止マニュアル作成のための調査
——W 中学校の I 先生へのインタビュー—— 田村 公江・重富 秀由 (35)

研究資料

- 2012 年年金改正法案における基礎年金と
基礎的生活保障、年金水準との関わりでの審議
——年金引下げ違憲訴訟との関係で—— 田 中 明 彦 (43)

翻 訳

- エミール・レーデラー, エミー・レーデラー・ザイトラー
『日本-ヨーロッパ』第 2 章 (その 2) 舟木 徹男・貫井 隆 (52)
2020 年度社会学部卒業論文・卒業研究題目 (61)

2 0 2 1

龍谷大学社会学部学会

龍谷大学社会学部学会会則

制定	平成元年 4 月 1 日
一部改正	平成10年 6 月24日
一部改正	平成13年 3 月21日
一部改正	平成15年 3 月12日
一部改正	平成18年 9 月27日
一部改正	平成19年 3 月13日
一部改正	平成22年12月15日
一部改正	平成24年 7 月18日
一部改正	平成29年 5 月31日

(名称, 事務所)

第 1 条 本会は, 龍谷大学社会学部学会と称し, 事務所を龍谷大学瀬田学舎社会学部内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は, 社会学, 社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は, 前条の目的を達成するために, 次の事業を行う。

- (1) 機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
- (2) 学術講演会, シンポジウム, 研究会等の開催
- (3) 学生会員の研究支援
- (4) その他本会が必要と認める事業

(構成)

第 4 条 本会は, 次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 龍谷大学社会学部に所属する専任の教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
- (2) 学生会員 龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
- (3) 賛助会員 前 2 号以外の者で, 本会の趣旨に賛同する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会の会員であった者で, 龍谷大学の名誉教授である者

(会長及び諸委員)

第 5 条 本会に以下のように会長及び委員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 庶務委員 2 名
- (3) 会計委員 2 名
- (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員 3 名
- (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員 3 名
- (6) 事業委員 3 名
- (7) 学科委員 各学科 1 名

- (8) 会計監査委員 2名
2 前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。

(会長及び諸委員の選任と任期)

第6条 会長は、龍谷大学社会学部長をもって充てる。会長に事故ある時は、庶務委員が共同してその職務を代理する。

- 2 前条第1項第7号委員（以下「7号委員」という。）を除く同項の各委員は、会長が普通会員の中から委嘱し、評議員会に報告する。7号委員は学科で選出する。
- 3 各委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。途中退任の場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、7号委員の任期は学科で定める。
- 4 前条の(4)(5)(6)の委員は、それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き、各委員長は、各委員会において互選する。

(会長、各委員会及び委員の職務)

第7条 会長及び各委員会並びに委員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
 - (2) 庶務委員は、本会の庶務を処理するとともに、会長を補佐する。
 - (3) 会計委員は、本会の会計を処理する。
 - (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (6) 事業委員会は、(4)(5)を除く本会の事業を企画、立案、運営する。
 - (7) 学科委員は、学科を代表して本会と連絡調整を図る。
 - (8) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。
- 2 本条第1項の(4)(5)(6)の委員会は、その事業の企画、立案、運営にあたり、委員会の判断で普通会員あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお、参画に当たり経費を伴う場合は、あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

(常任委員会)

第8条 本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、会長、庶務委員から1名、会計委員から1名、並びに第6条第4項の各委員長、及び7号委員をもって構成する。
- 3 常任委員会は、会長が招集し、議長となって次の事項を処理する。
 - (1) 予算案・決算案の作成
 - (2) 事業実施の承認
 - (3) 会員の入会・退会の承認
 - (4) その他必要な事項の審議
- 4 常任委員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(評議員会)

第9条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、普通会員全員で構成する。
- 3 評議員会は、会長が招集し、議長となり、本会の予算決算及び必要な事項を審議する。
- 4 評議員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会金)

第12条 本会への入会に際しては、入会金2,000円を納入する。ただし、学生会員及び賛助会員は、入会金の納入を免除される。

(年会費)

第13条 会員は、年会費4,000円を納入する。

2 賛助会員は、年会費4,000円以上を納入する。

3 名誉会員は、入会金及び年会費がともに免除される。

(改廃)

第14条 この会則の更改は、第9条第4項の規定にかかわらず、評議員会において出席者の3分の2以上の賛同を要する。

付 則

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年6月24日)

平成10年6月24日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成13年3月21日)

平成13年3月21日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成15年3月12日)

平成15年3月12日一部改正。平成15年4月1日より施行する。

付 則 (平成18年9月27日)

平成18年9月27日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則 (平成19年3月13日)

平成19年3月13日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則 (平成22年12月15日)

平成22年12月15日一部改正。平成23年4月1日より施行する。

付 則 (平成24年7月18日)

平成24年7月18日一部改正。平成25年4月1日より施行する。ただし、平成24年度以前に入会した学生会員及び賛助会員については、なお従前の会則による。

付 則 (平成29年5月31日第5条改正)

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

『龍谷大学社会学部紀要』規則

平成元年6月14日 制定

第1条 この規則は、龍谷大学社会学部学生会則第3条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下、『紀要』とする。）の発行について定めるものである。

第2条 『紀要』は、原則として毎年度2回発行する。

第3条 原稿の募集、編集及び発行は、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下、委員会とする。）が行う。

2 原稿の掲載は、委員会が決定する。掲載を見送った場合は、その理由を委員会から、執筆者に通知する。なお、博士課程在学中の学生会員の掲載を見送った場合は、指導教員および執筆者の双方に通知する。

3 原稿の投稿は、普通会员、賛助会員及び博士課程在学中の学生会員とする。なお、博士課程在学中の学生会員が投稿する場合、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

4 普通会员を筆頭執筆者として非会員が共同執筆した原稿を掲載するに当たっては、非会員は当該年度の賛助会員となるものとし、入会金及び年会費をあらかじめ納入するものとする。

第4条 原稿は、論文・調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳等（以下、論文等とする。）とする。

第5条 論文等の執筆は、次の要項によるものとする。

(1) 論文等は、未発表のものに限る。

(2) 論文等の分量は原則として以下のようにする。

ア 論文は、20,000字（400字詰原稿用紙50枚）以内

イ 調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳は、12,000字（400字詰原稿用紙30枚）以内

なお、翻訳は、著作権者からの許諾を必要とする。ただし、著作権が失効している場合はその限りでない。

(3) 論文等には、必ず欧文タイトルを添付するものとする。

(4) 論文・研究ノートには、必ず和文要旨（400字程度）を添付するものとする。

(5) 論文等は、原則として横書きとする。

第6条 掲載論文等について50部の抜刷を無償で提供する。共同執筆の場合にも同様とする。ただし、第3条第4項の賛助会員には、各50部を無償で提供する。

2 50部を超える抜刷を希望する執筆者は、超過分の実費を支払う。

第7条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開するものについては、複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。ただし、電子化による公開は執筆者の許諾を得たうえで行うものとする。

第8条 本規則の改正は、常任委員会の議によるものとする。

第9条 本規則は、平成元年6月14日より実施する。

付 則

1 平成13年4月27日改正

2 平成15年4月24日改正

3 平成17年5月11日改正

4 平成17年7月13日改正

5 平成18年9月27日改正

6 平成20年11月25日改正

7 平成24年1月17日改正

8 平成24年10月16日改正

9 平成28年5月11日改正

10 平成28年11月9日改正

11 平成29年10月10日改正

12 令和2年5月27日改正

社会学部学会会員

(50 音順)

会 長	山 田 容										
社会学部紀要委員	大 塩 まゆみ 李 复 屏*	渡 邊 めぐみ							(*は委員長)		
庶 務 委 員	工 藤 保 則 久 保 和 之										
会 計 委 員	前 川 貴 史 渡 邊 悟 史										
社会学部ジャーナル委員	五十嵐 海 理 猪 瀬 優 理*	李 相 哲							(*は委員長)		
事 業 委 員	金 子 龍太郎 畑 仲 哲 雄*	脇 田 健 一							(*は委員長)		
学 科 委 員	井 上 辰 樹 田 中 明 彦	吉 田 竜 司									
会 計 監 査 委 員	時 本 義 昭 松 島 惠 介										
普 通 会 員	青 木 惠理子 荒 木 美知子 有 蘭 真 代	安 西 将 也 井 田 千 明 井 上 見 淳	井 之 口 亜 紀 大 栗 西 田 孝 明 長 上 深 雪	川 中 大 輔 坂 本 清 彦 黒 佐 藤 彰 男	今 野 勝 幸 坂 本 清 舞 砂 高 立 田 智 子	清 水 隆 則 鈴 木 暁 萌 画 高 立 田 瑞 穂	清 高 田 村 公 江 樽 井 康 彦 築 筒 舟 三	津 島 昌 寛 子 藤 田 美 世 子 悟 郎	椿 原 敦 子 藤 田 浦 澤 真 保 呂	古 宮 本 郷 子	はるよ

執筆者紹介（掲載順）

青木 恵理子（社会学部教授）	佐藤 彰 男（社会学部教授）
田村 公 江（社会学部教授）	重 富 秀 由（「体罰をみんなで考える」* 「ネットワーク」世話人）
田中 明 彦（社会学部教授）	舟 木 徹 男（社会学部非常勤講師）*
貫 井 隆（社会学部非常勤講師）*	

*賛助会員

編 集 後 記

◇今号は二つの意味で記念すべき号である。

まずこの号は、荒木美知子先生のご退職記念号である。先生がご着任された時の「学生たちの伴走者でありたい」とのお言葉から先生の温かい人柄が伝わってきて、深く心を打たれた。先生が去った後、キャンパスに残った私たちは学生たちの伴走者であり続けたい。本来、先生が歩んでこられた道をご親交のあった方々に綴って頂くことが、編集者としてなすべき仕事だと思うが、時間の制約でこのような企画ができず、申し訳ない。先生の今後の益々のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

この号はまた、冊子という形で発行される最終号となる。次号からデジタル版に移行される予定だ。このような決断を下した理由は2つある。一つは、速報性や検索の容易さ、資源の節約におい

て、デジタル版が冊子を勝るのだ。もう一つは、印刷製本作業を省いたことで原稿締切日の設定が遥かに柔軟となり、会員の執筆期間を確保しやすくなるためだ。もちろん、全面的なデジタル版への移行に迷いがなかったわけではない。何よりも、冊子という〈モノ〉は私たちの本棚から姿が消えていくことからくる寂しさであろう。〈モノ〉を撫でることからしか得られない温かみがあり、その温かみや感触が記憶され、思い出となり、心の支えになることもある。時代の流れとはこういうものなのだと、どこかで納得しようとする自分がいる。

今回も、原稿を寄せて頂いた方々のお陰で無事刊行することができ、皆さまのご協力に厚くお礼を申し上げます。

(F. L.)

令和 3 年 3 月 10 日 印刷

令和 3 年 3 月 15 日 発行

編 集 者 『龍谷大学社会学部紀要』委員会

印 刷 者 協 和 印 刷 株 式 会 社

発 行 者 龍 谷 大 学 社 会 学 部 学 会
〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5
電話 (077)543-5111(代)

**Bulletin
of
the Faculty of Sociology
Ryukoku University**

(SHAKAIGAKUBU-KIYO, RYUKOKU DAIGAKU)

In Commemoration of Prof. Michiko Araki Retirement

No. 58

2021

CONTENTS

Articles

- What is at Stake in Art? :
From a Viewpoint of a Remote Island in Indonesia Eriko Aoki (3)
- Changes in the Working Conditions and Lifestyles
of Bangladeshi Immigrant Workers in Japan Akio Sato (18)

Research Report

- Research for a Heatstroke Prevention Manual
for Extra-curricular School Sports (Bukatsu) :
Interview with a Junior High School Teacher Kimie Tamura
Hideyoshi Shigetomi (35)

Material

- Deliberation on the Relationship between Basic Pension, Basic Living Security,
and Pension Level in the 2012 Pension Amendment Bill :
In Connection to Lawsuit Challenging the Constitutionality
of Pension Reduction TANAKA Akihiko (43)

Translation

- Emil Lederer, Emy Lederer Seidler, "Japan-Europa" (der zweite Kapitel(2)) Tetsuo Funaki
Takashi Nukui (52)

News

Published by
THE ASSOCIATION OF FACULTY OF SOCIOLOGY
RYUKOKU UNIVERSITY
OHTSU, SHIGA, JAPAN